

令和 7 年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 川崎市 】
令和 7 年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ○外国人教育推進連絡会議 構成委員：教育委員会、小中高特校長会、国際教育研究会、人権尊重教育実践推進校、市民館等、識字学級ボランティア、多文化交流ボランティア、外国人市民等 事務局からの方針及び状況報告を行い、各団体等との情報交換及び意見交換を実施した。
2. 具体の取組内容 (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ○川崎市外国人教育推進連絡会議 事務局からの方針及び状況報告を行い、各団体等との情報交換及び意見交換を実施した。 (2) 学校における指導体制の構築 ○日本語指導が必要な児童生徒が5名以上在籍している学校に教員の加配を行い「国際教室」を設置して指導体制の充実を図った。 ○国際教室未設置の少数在籍校に対しても、日本語指導非常勤講師による巡回指導を実施し、日本語指導が必要な児童生徒全員に日本語指導を実施できるようにした。 ○国際教室設置校の中で、特に在籍人数が多い学校においては追加で正規・臨任教諭や非常勤講師の配置を行った。 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ○日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程を編成・実施した。 ○担当者研修及び年次研修等で、「特別の教育課程」に関する周知を図ると共に、連携の重要性を伝えて指導の充実を目指した。 (4) 成果の普及 ○外国人教育推進連絡会議や各研修等で外国につながるの児童生徒に対する支援について周知を図った。また、受入から指導の取組をまとめた資料を作成し全市の学校及び担当者に配布した。 (5) 学力保障・進路指導 ○指導体制の充実により、一人ひとりに応じた指導の実施が可能になり学力保障につなげることができた。進路の支援についてもきめ細かな指導を実施することができた。 ○中学生の時期に渡日した日本語指導が必要な生徒に対する指導では、より高い日本語の力が求められるため、必要に応じて支援員の派遣延長を可能とし、個別の支援を充実させた。 ○「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は、公立高等学校に関する説明を多言語での動画資料として作成し、広く情報提供することができた。 (6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール ○市内の市民館等で計7回実施した。保護者クラスでは、多言語での資料や通訳の派遣を行い、日本の学校制度や行事、時間割や準備物などの説明を行い、質疑を通して理解を深められるよう

にした。子どもクラスでは日本の学校生活を意識した体験的な活動を行った。

- 国際交流協会と共催することで、協会のリソースを活用し広く周知することができた。また、会場として国際交流センターを活用することで、その機能や事業内容について知らせた。

(7) ICTを活用した教育・支援

- 前年度に引き続き、コミュニケーションの支援として通訳機の配備を行った。希望する学校に配備し、保護者との教育相談や、児童生徒との学習等で活用した。
- 日本語指導や教科学習で GIGA 端末の活用を効果的に使用して、個に応じた学習を進めた。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- 外国につながる生徒が多く在籍している学校に対して、日本語学習や学校生活等の支援を行った。
- 在県外国人等特別募集枠を実施している市立高校定時制では、認定 NPO 法人と連携を行いながら、キャリア教育の視点を重視した指導を実施した。日本語指導や在留資格に係る職員研修を実施し、外国につながる生徒へのきめ細かな指導へつなげた。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- 国際教室担当者や非常勤講師、希望する管理職や教員を対象として、「ことばの発達と習得のものさし」やDLAについて、活用に向けた考え方や実施について行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 日本語指導の初期段階の支援及び学校への生活適応を図るために、日本語指導についてのスキルを持ち、児童生徒の母語での支援ができる人材を「日本語指導初期支援員」として配置した。支援時間は基本的に1週間に2回(1回2時間)で計100時間とした。

(11) 共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究の実施

- 人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の推進を図っており、児童生徒の豊かな人間性の育成と実践的な心情を育むことを目的として調査研究を進め、研究推進校等による実践の共有や授業公開を行った。

(13) その他 通訳(翻訳)支援事業の実施

- 学校が、保護者及び児童生徒とのコミュニケーションをとる際の支援として、通訳者の派遣や文書の多言語化を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- 川崎市外国人教育推進連絡会議
帰国・外国人児童生徒教育についての情報共有や課題の把握を行い、取組に生かすことができた。情報共有については、よりよい方法を検討しながら周知を行い課題の解決を目指していく。

(2) 学校における指導体制の構築

- 国際教室の設置や非常勤講師の巡回指導実施によって、指導の充実を図ることができた。近年、対象となる児童生徒が増加しているため、人員の配置等の面でより充実したものとなるよう継続して予算及び人材を確保していく。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 指導体制の充実により、教員による着実な指導を実施することができた。日本語指導担当者の経験に合わせて、指導の継続性や充実を意識した研修を実施していく必要がある。

(4) 成果の普及

- 関係する会議や教員研修等の積み重ねにより、外国につながる児童生徒に対する支援についての理解は広がってきている。今後も、外国人教育推進連絡会議や各研修等を活用し、成

果を普及することで児童生徒理解を深めるとともに、支援の充実に努める。

(5) 学力保障・進路指導

○指導体制の充実により、一人ひとりに応じた指導の実施が可能になり学力保障につなげることができた。中学生の時期に渡日した日本語指導が必要な生徒に対する指導では、必要に応じて支援員の派遣延長を可能とした。「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は、公立高等学校に関する説明を多言語での動画資料として作成し、広く情報提供することができた。一人ひとりに応じた指導を時間をかけて実施する必要があるため、継続的に取り組むことが必要である。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

○保護者クラスでは、多言語での資料や通訳の派遣を行い、日本の学校制度や行事、時間割や準備物などの説明を行い、保護者が日本の学校について理解を深められるようにした。子どもクラスでは日本の学校生活を意識した体験的な活動を行った。今後も、効果的な実施に向けて、企画の周知を始めとして、よりよい開催方法、内容について検討していく必要がある。

○国際交流協会と共催することで、幅広い外国人保護者へ周知することができた。また、必要に応じて国際交流協会のリソースを活用した、生活相談を紹介するなど就学後の支援にもつなげることができた。今後も、連携をとりながら実施方法や内容を検討していく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

○希望する学校に通訳機を配置し、活用を図ることができた。保健室での活用例もあり、保護者や児童生徒とのコミュニケーションに役立てられている。また、GIGA 端末の活用も進み、学習の中でも積極的に使用し、個に応じた学習に対応している。効果的な活用の例を共有することで支援を充実させていきたい。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

○日本語の力に不安を抱える生徒が、支援を受けることで前向きに学校生活に取り組む姿が見られた。日本語学習が進む中で、キャリア形成に向けた支援も行うことができた。今後、卒業後を見据えた、効果的な日本語指導の在り方や教科横断的な学習、多様な体制づくりなどについて検討していく。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

○「ことばの発達と習得のものさし」やDLA等に日本語の力の評価に関する研修を行うことで、国際教室担当者や非常勤講師が日本語の力と包括的なことばの力について、理解を深めることができた。引き続き、研修等で内容についての理解を広げるとともに、個に合わせた指導計画を立てるなど実際の指導に生かしていけるようにする。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○言語面で大きな不安を抱えている児童生徒の学校生活を支える際に、母語支援は大変有効であり、保護者対応の面などでも大きな役割を果たすことができた。支援対象の児童生徒の増加と多言語化が進んでいる状況だが、着実な配置に努めていく。

(11) 共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究の実施

○人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の推進を図っており、研究推進校の報告では、多文化共生の視点を踏まえた取組について、幅広く発信することができた。今後も、研究推進校や実践推進校による研究を継続して推進していく。

(13) その他通訳(翻訳)支援事業の実施

○学校が、保護者及び児童生徒とのコミュニケーションをとる際の支援として、通訳者の派遣が教育相談等で活用された。今後も、多言語への対応や確実な通訳派遣が実施できるよう支援体制を整えていく。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数		1,100 人 (107 校)	245 人 (39校)		37 人 (2 校)		0 人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		1,100 人 (107 校)	245 人 (39校)		37 人 (2 校)		0 人 (校)
4. その他(今後の取組予定等) ○研修の充実 ○GIGA端末の活用 ○不就学の調査とも連携し、実態に応じた支援を進めていく。							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。